
4. 許可申請手続き

問題186.

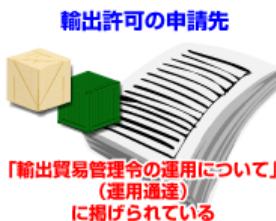
輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請者は、輸出又は役務取引・特定記録媒体等輸出等許可を取得しようとする本人でなければならない。

問題187.

個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に關係なく経済産業省安全保障貿易審査課である。

問題188.

輸出許可の申請先は、「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）に掲げられている。



4. 許可申請手続き

解答186. 正解 [×]

輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請者は、輸出又は役務取引・特定記録媒体等輸出等許可を取得しようとする本人でなければならない。

【解説】

原則、輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請者は、許可を取得しようとする本人であるが、本人の委任状等がある場合には、代理人が申請することができる。法人の場合は、代表権者。

解答187. 正解 [×]

個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に関係なく経済産業省安全保障貿易審査課である。

【解説】

個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地によって、経済産業局でも行える。

解答188. 正解 [○]

輸出許可の申請先は、「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)に掲げられている。

【解説】

輸出許可の申請先は、「輸出貿易管理令の運用について」の別表第1「輸出許可等事務の取扱区分」に規定されている。

問題189.

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、運用通達に規定されている。

問題190.

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

問題191.

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

解答189. 正解 [×]

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、運用通達に規定されている。

【解説】

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

解答190. 正解 [○]

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

【解説】

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達の別紙2-2「役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分」の1に規定されている。

解答191. 正解 [×]

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

【解説】

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、いざれも経済産業省各経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課である。

平成24年7月1日より、電子申請を前提とし、ホワイト国向けに限定した一般包括許可が新たに設けられた。一般包括許可は、輸出管理内部規程の整備はかならずしも必要ではない。申請時に該非確認責任者及び統括責任者を選定し、登録することでもできる。

削除: 不要とされている。

問題192.

キヤッヂオール規制の輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

問題193.

輸出許可の申請者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限る。



解答192. 正解 [○]

キヤッヂオール規制の輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

【解説】

輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、貨物・技術の種類や仕向地等により、下記の通達で定められている。

- ・ 輸出許可申請先
 - 運用通達の別表第1「輸出許可等事務の取扱区分」の1
 - ・ 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請先
- 役務通達の別紙2-2「役務取引許可事務の取扱区分」の1
キヤッヂオール規制、一般包括、特別一般包括、特定包括等の許可申請の場合は、申請先は下記の通りである。
 - ・ **キヤッヂオール規制の許可申請先**
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
 - ・ 一般包括許可、特別一般包括許可の申請先
経済産業省各経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局
 - ・ 特定包括許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
 - ・ 特別返品等包括許可・特定子会社包括許可の申請先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

解答193. 正解 [○]

輸出許可の申請者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限る。

問題194.

特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程を整備する必要がある。

問題195.

特定包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けていることが要件の1つである。

問題196.

個別輸出許可の申請は、当該輸出に係る取引契約が成立する前でも可能である。

解答194. 正解 [○]

特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程を整備する必要がある。

【解説】

包括許可取扱要領では、特別一般包括許可の申請者の要件の1つに、**輸出管理内部規程**の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関する、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている者であることをあげている。

解答195. 正解 [○]

特定包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けていることが要件の1つである。

【解説】

特定包括許可の申請者の要件の1つとして、輸出管理内部規程を適切に整備し、それを確実に実施している者であって、経済産業省安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている者であることが必要である。さらに、外為法遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者等であることが必要である。

解答196. 正解 [×]

個別輸出許可の申請は、当該輸出に係る取引契約が成立する前でも可能である。

【解説】

取引契約が成立していない、仮定の輸出については輸出許可を申請することはできない。

問題197.

個別輸出許可を申請するとき、当該輸出に係る取引契約書（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等））が必要である。

問題198.

個別輸出許可を申請するときは、輸出しようとする貨物がリスト規制該当貨物であることを、輸出者の責任において明確にしなければならない。

問題199.

キャッチオール規制の輸出許可を申請するときは、輸出しようとする貨物の関税定率法別表の類番号を明確にする必要がある。

問題200.

税関は、輸出申告の審査に当って、その貨物を輸出しようとする者が経済産業大臣の輸出許可を受けているか又は受ける必要がないかを確認しなければならない。



解答197. 正解 [○]

個別輸出許可を申請するとき、**当該輸出に係る取引契約書（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等）**が必要である。

解答198. 正解 [○]

個別輸出許可を申請するときは、輸出しようとする貨物がリスト規制該貨物であることを、輸出者の責任において明確にしなければならない。

解答199. 正解 [○]

キャッチオール規制の輸出許可を申請するときは、輸出しようとする貨物の関税率法別表の類番号を明確にする必要がある。

【解説】

関税率法別表の類番号（HSコードの上位2桁）を明確にする必要はあるが、全桁を明確にする必要はない。

解答200. 正解 [○]

税関は、輸出申告の審査に当って、その貨物を輸出しようとする者が経済産業大臣の輸出許可を受けているか又は受けが必要がないかを確認しなければならない。

【解説】

税関は、経済産業大臣の指示にしたがって、貨物を輸出しようとする者が許可を受けていること、若しくは許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。（輸出令第5条参照。）

問題201.

1つの契約で該当貨物を何回かに分割して輸出する場合、その都度輸出許可を取らなければいけない。

問題202.

既に失効した役務取引許可に記載された顧客に対し、再び同じ許可範囲の技術を提供することになった場合、改めて役務取引許可を取得する必要がある。

問題203.

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の輸出許可是、個別許可と包括許可がある。



解答201. 正解 [×]

1つの契約で該当貨物を何回かに分割して輸出する場合、その都度輸出許可を取らなければいけない。

【解説】

通常、**1つの契約単位**で輸出許可を受けることができる。許可証に記載された事項（買主名、仕向地、商品名、数量、価格等）の範囲内で、かつ輸出許可証の有効期間内であれば、許可された貨物を、何回かに分けて輸出することができる。

解答202. 正解 [○]

既に失効した役務取引許可に記載された顧客に対し、再び同じ許可範囲の技術を提供することになった場合、改めて役務取引許可を取得する必要がある。

【解説】

役務取引許可には、有効期間があり、これは許可範囲の技術を許可された相手先に提供してもよい期限を定めたものである。通常、経済産業省は申請者の特別な事情を認めない限り、この有効期間は**6ヶ月**となっている。このため有効期間が切れた場合は再度新たに許可申請する必要がある。有効期間後も技術提供することが明らかな場合には、事前に有効期間の延長申請手続きを行い、許可が得られれば、技術を継続提供することができる。

解答203. 正解 [○]

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の輸出許可是、**個別許可と包括許可**がある。

問題204.

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の役務取引許可には、個別許可のみである。

問題205.

包括許可には一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可がある。

問題206.

包括輸出許可は、当該貨物の用途によっては、その輸出に関して包括輸出許可の効力を失う場合がある。



解答204. 正解 [×]

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の役務取引許可には、個別許可のみである。

【解説】

経済産業大臣の役務取引許可にも、**個別許可と包括許可**がある。

解答205. 正解 [○]

包括許可には**一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可**がある。

【解説】

平成24年7月1日から、ホワイト国向けに一定の品目について新たに一般包括許可が設けられた。それに伴い従来の一般包括許可是、特別一般包括許可と名称が変更された。新しい一般包括許可是、電子申請のみで、輸出管理内部規程の整備はかならずしも必要では
ない。申請時に該非確認責任者及び統括責任者を選定し、登録する
ことでもできる。

削除: 不要である。

解答206. 正解 [○]

包括輸出許可は、当該貨物の用途によっては、その輸出に関して包括輸出許可の効力を失う場合がある。

削除: -

【解説】

包括許可は、当該貨物・技術の用途によっては、その輸出とその技術提供に関する包括許可の効力を失う場合がある。また、経済産業大臣から通知を受けた場合も、包括許可が効力を失う。これらケースでは、個別許可の申請が必要となる。また、用途によっては経済産業省への事前の届出又は事後の報告が必要になる場合もある。用途に関して疑いがある場合も、経済産業省に事前の届出又は事後の報告の必要がある。

問題207.

包括輸出許可には、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）
ム）取引許可を除いて、分割という制度がある。

削除: 一般包括輸出許可

問題208.

平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括許可の対象仕向地は、輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）に限定されている。

問題209.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、貨物のみの場合、包括許可取扱要領IIで規定する、「外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出」を除き、別表Aにおいて「特別一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: のIの2（3）①（ii）の

解答207. 正解 [○]

包括輸出許可には、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を除いて、分割という制度がある。

削除: 一般包括輸出許可

【解説】

全国各地に事業所や工場等がある企業等は、全国各地の税関を利用するため、個別輸出許可証・包括輸出許可証を税關に提示する必要がある。そのために必要な輸出許可証の分割を受けることができる。なお、役務取引許可は、通常、税關に提示しないので、分割という制度はない。一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は電子申請なので、分割の必要がない。

削除: 一般包括輸出許可

解答208. 正解 [○]

平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括許可の対象仕向地は、輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）に限定されている。

【解説】

平成24年7月1日より、従来の一般包括許可は、特別一般包括許可に名称が変更された。

解答209. 正解 [○]

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、貨物のみの場合、包括許可取扱要領IIで規定する「外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出」を除き、別表Aにおいて「特別一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: のIの2(3)①(ii)の

【解説】

包括許可取扱要領II参照。

削除: のIの2(3)①(i)

問題210.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可で、
すべてのリスト規制該当貨物をどこの国にも輸出できる。

削除: 特別一般包括輸出許可

問題211.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に
は、許可条件として、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプロ
グラム）取引許可に係る年間（暦年）の輸出の実績を報告する義
務がある。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

問題212.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の
対象貨物を対象仕向地へ輸出するときは、その貨物の用途が
キヤッヂオール規制の客観要件に該当する場合、その輸出に対する
特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が
失効する場合がある。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

解答210. 正解 [×]

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可で、
すべてのリスト規制該当貨物をどこの国にも輸出できる。

削除: 特別一般包括輸出許可

【解説】

たとえば、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができない。他に、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は適用できない。

削除:

削除: 特別一般包括輸出許可

解答211. 正解 [×]

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可には、許可条件として、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に係る年間(暦年)の輸出の実績を報告する義務がある。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除:

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

【解説】

特定包括許可には、許可条件として、特定包括許可に係る年間(暦年)の輸出実績を報告する義務があるが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可にはそのような義務はない。

削除:

削除: 特別一般包括輸出許可

解答212. 正解 [○]

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出するときは、その貨物の用途がキャッチオール規制の客観要件に該当する場合、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が失効する場合がある。

削除:

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

【解説】

輸出しようとする貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる場合」、あるいは「用いられるおそれがある場合」は失効する。「用いられる疑いがある場合」は、経済産業省に事前に届出が必要。包括許可取扱要領II及び別表3参照。

削除:

削除: のIの2(5)①を

問題213.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出するとき、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

問題214.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物を輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外の地域へ輸出し、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合であっても、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は有効である。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

問題215.

ある輸出に対して包括輸出許可が失効した場合であっても、あらたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受ければ、輸出することができる。



解答213. 正解 [○]

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の
対象貨物を対象仕向地へ輸出するとき、核兵器等の開発等のため
に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を
受けたときは、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用
に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

削除: 特別一般包括輸出許可

【解説】

このような場合には、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務
(使用に係るプログラム) 取引許可は、その効力を失う。包括許可
取扱要領II 及び別表3参照。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: の I の 2 (5)①

解答214. 正解 [×]

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の
対象貨物を輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外の地
域へ輸出し、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合
であっても、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用に
係るプログラム）取引許可は有効である。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: 特別一般包括輸出許可

【解説】

このような場合には、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務
(使用に係るプログラム) 取引許可は、その効力を失う。包括許可
取扱要領II 及び別表3参照。

削除: 特別一般包括輸出許可

削除: の I の 2 (5)①

解答215. 正解 [○]

ある輸出に対して包括輸出許可が失効した場合であっても、あ
らたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受けければ、輸出す
ることができる。

問題216.

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証
の有効期限は、5年である。

削除: 特別一般包括輸出許可

問題217.

個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣によって、特に必要があると認められた場合を除き、許可を受けた日から原則、6ヶ月である。

問題218.

日本から香港経由で、最終的には、北朝鮮にリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地の香港でもよい。



解答216. 正解 [×]

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証

削除: 特別一般包括輸出許可

の有効期限は、5年である。

【解説】

一般包括許可も特別一般包括許可も、有効期限は**3年を超えない**

範囲で経済産業大臣が定める。包括許可取扱要領II参照。

削除: の I の 5

解答217. 正解 [○]

個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣によって、特に必

要があると認められた場合を除き、許可を受けた日から**原則、**

6ヶ月である。

解答218. 正解 [×]

日本から香港経由で、最終的には、北朝鮮にリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地の香港でもよい。

【解説】

最終的に北朝鮮に輸出されるのであれば、仕向地は、経由地の香港ではなく、**北朝鮮**である。

問題219.

輸出許可申請をした場合、イラン、イラク、北朝鮮へ輸出されないことが明確になれば、輸出許可証が発行される。

問題220.

輸出許可が必要な場合は、輸出後 6 カ月以内に輸出許可申請をしなければならない。

輸出許可申請はいつ？



解答219. 正解 [×]

輸出許可申請をした場合、イラン、イラク、北朝鮮へ輸出されないことが明確になれば、輸出許可証が発行される。

【解説】

イラン、イラク、北朝鮮へ輸出されなくとも、例えば、相手国が内戦状態にある場合など国際情勢の見地から、輸出許可証が発行されない場合もある。

(運用通達の1-1(7)(二)(a)の輸出許可基準参照。)

解答220. 正解 [×]

輸出許可が必要な場合は、輸出後6カ月以内に輸出許可申請をしなければならない。

【解説】

輸出許可が必要な場合は、**輸出前に許可申請を行って**、輸出許可証を取得しておく必要がある。